

堺市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 26 日

堺市監査委員 信 貴 良 太
同 小 堀 清 次
同 藤 坂 正 則
同 澤 由 美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

西区役所

(総務課、政策推進室、自治推進課、市民課、保険年金課)

西保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、西保健センター)

第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和5年10月31日）

ただし、必要に応じて令和4年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 市民課

(1) 総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料）について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写しの交付、印鑑登録等の証明及び住民基本台帳等の閲覧等に係る手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 西保健福祉総合センター 生活援護課

(1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいた場合等（法第78条）に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合（法第63条）に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 西保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 西保健福祉総合センター 西保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の管理

西区二十歳の集い実行委員会運営資金に係る公金外現金について、令和5年12月7日に実地調査を行ったところ、現金出納簿に支出の記載をしていないものがあったため、現金出納簿の残高と通帳残高に差異が生じていた。

(自治推進課)